

## **外国人の受入環境整備・多文化共生社会の構築に関する重点提言**

平成 30 年 12 月 8 日に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成 31 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、今後新たな在留資格「特定技能」による外国人材の増加が見込まれるため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 今後増加が見込まれる外国人材とその家族が、安心して安全に日本人と共に暮らせる共生社会を実現するため、国においては各種施策の充実・強化を図ること。

また、教育は文部科学省、医療は厚生労働省といった施策の縦割りの弊害をなくし、外国人に関するすべての案件をワンストップで対応できるよう、国の窓口の更なる機能強化を図ること。

2. 地方創生の観点から、特定技能外国人材等が大都市圏等に過度に集中しないよう、地方の人材不足対策に配慮すること。

3. 都市自治体が実施する外国人に関する諸施策について、国は自治体の意見を十分に尊重し、積極的に支援すること。